

事後評価シート

【評価年月】 平成15年4月

【主管課・室】

(ダイオキシン類対策) 環境管理局ダイオキシン対策室、同大気環境課、廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、同産業廃棄物課、環境保健部リスク評価室、水環境部企画課、同水環境管理課、同土壌環境課、総合環境政策局総務課環境研修センター

(農薬の環境リスク対策) 水環境部農薬環境管理室

(化学物質の審査・規制等) 環境保健部化学物質審査室

【評価責任者】

(ダイオキシン類対策) ダイオキシン対策室長 関莊一郎、大気環境課長 柏木順二、廃棄物対策課長 竹本和彦、産業廃棄物課長 森谷賢、リスク評価室長 三宅智、水環境部企画課長 盛山正仁、水環境管理課長 仁井正夫、土壌環境課長 由田秀人、環境研修センター長 中崎俊治

(農薬の環境リスク対策) 農薬環境管理室長 早川泰弘

(化学物質の審査・規制等) 化学物質審査室長 早水輝好

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	I - 7 - (2) 環境リスクの管理
施策の概要	化学物質による環境リスクを管理するため、ダイオキシン類対策特別措置法、農薬取締法及び化学物質審査規制法に基づき必要な規制等を行う。
予算額	103,110百万円(14年度予算)

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。
達成状況	ダイオキシン類については排出削減目標、環境基準達成率、一日摂取量の観点からの目標の達成状況は概ね良好である。 農薬及びその他の化学物質については、法に基づく規制等を着実に実施するとともに、制度改正を行うことにより生態系保全を視野に入れた対策が可能になったところであり、制度の実施のための準備を進めている状況にある。

下位目標1	ダイオキシン類について排出総量を平成14年度末までに平成9年比約9割を削減、維持する。環境基準の達成率を100%にする。また、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。					
指 標	H11年度		H12年度	H13年度	目標値	H - 年度
ダイオキシン類排出総量削減率 (H9年比)	62-64%		70-71%	77%		約9割 (平成14年度末)
ダイオキシン類に係る環境基準達成率	大気	-	98.9%	99.2%		100% (可及的速やかに)
	公共用水質	-	96.1%	97.9%		100% (可及的速やかに)
	地下水質	-	100%	100%		100% (可及的速やかに)
対策着手率 底質	-		-	-		100% (汚染発覚後速やかに)
対策完了率 底質	-		-	-		100%
1人当たりの一日摂取量	2.3pg-TEQ/ kg/日		1.45pg-TEQ / kg/日	1.68pg-TEQ / kg/日		4pg-TEQ/ kg/日
達成状況	<p>・ダイオキシン類の排出総量は、平成13年において、平成9年と比べて、約8割削減。また、ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「ダイオキシン法」という。)の常時監視等の環境調査結果では、概ね環境基準に適合している。平均的な1人当たりの一日摂取量は、TDI(耐容一日摂取量:生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量)と比較しても低くなっている。</p> <p>ダイオキシン法に基づく土壤汚染対策地域の指定は、平成14年度までで2地域が指定されている。</p>					

下位目標2	新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。					
指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H19年度	
新たな水産動植物に係る多登録保留基準の設定農薬数		-	-		100%	
達成状況	平成14年度は水産動植物に係る登録保留基準の改定について検討し、15年3月28日に告示改正し、17年4月1日から施行するとした。					

下位目標 3	<p>化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。また、生態系の保全を視野に入れた化学物質の審査・規制制度を導入する。</p> <p>指標：文献調査により既存化学物質点検を行った化学物質数（累積）</p>				
指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H16年度
文献調査により既存化学物質点検を行った化学物質数（累積）	-	5種	11種		51種
達成状況	<p>化学物質審査規制法に基づき、厚生労働省及び経済産業省とともに、平成14年に新規化学物質292件の届出に対し審査を実施し、うち77物質を同法に基づく指定化学物質と判定した。また、既存化学物質6物質について、毒性に関する文献を整理した。</p> <p>また、今後の化学物質の審査及び規制の在り方に関する中央環境審議会等の意見を踏まえ、化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入するとともに、環境中への放出可能性を考慮した、一層効果的かつ効率的な措置等を講じることを内容とした化学物質審査規制法改正法案を、厚生労働省及び経済産業省とともに第154国会に提出した。</p>				

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>[下位目標1：ダイオキシン類対策]</p> <p>平成11年に、所沢のダイオキシン汚染報道等を契機に、国民の間にダイオキシン問題への不安や懸念が急速に拡大し、抜本的対策が求められることとなった。このため政府は、平成11年2月にダイオキシン対策関係閣僚会議を設置し、総合的かつ計画的なダイオキシン対策の具体的指針として、ダイオキシン対策推進基本指針を策定するとともに、ダイオキシン法が制定され、以降、予算措置も含めて所要の施策を強力に推進してきた。</p> <p>ダイオキシン類対策においては、事業者自身の発生源対策だけでなく、国や自治体による常時監視や各種の調査研究、技術開発など、官民挙げて総合的に取り組むことが重要である。</p> <p>[下位目標2：農薬の環境リスク対策]</p> <p>農薬は、生理活性を有する化学物質を広範な開放形で使用されるものであることから、多様な媒体を通じて不特定多数の人の健康と生態系の両者にリスクを及ぼす可能性を持ったものである。また、病虫害防除のための資材</p>
-----	---

として多数の農薬メーカーが製造販売している商品であることから、その使用に伴うリスクが許容範囲内であるとの客観的な評価と、それに基づく適切なリスク管理措置については、国において講じる必要がある。

[下位目標3：化学物質の審査・規制等]

化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境への悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

[下位目標1：ダイオキシン類対策]

環境省のダイオキシン類対策に係る予算(公共分を除く。)は、H12～14年度では、概ね50億円前後で推移。公共分については、当初補正合わせてH12年度1,427億、H13年度1,869億、H14年度1,013億円となっている。また、予算措置の他、税制上、金融上の措置が講じられており、総合的に対策を実施した。その結果、以下のように排出総量及び環境の汚染状況において著しく改善が図られている。

[下位目標2：農薬の環境リスク対策]

農薬については、登録申請者たる農薬メーカーにおいて毒性・残留性試験等が行われ、その結果を用いてリスク評価を行っている。

また、新たな水産動植物にかかる登録保留基準では、その評価に当たり実証試験に変えて数値計算による試算での評価もできるティア制を導入するなど効率化にも配慮している。

[下位目標3：化学物質の審査・規制等]

新規化学物質については、受益者たる製造・輸入事業者により、毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。

既存化学物質については、国において安全性点検を行っているが、環境省では文献調査を行い、化学物質審査規制法共管省では費用と時間を要する毒性試験等を実施するという分担により効率化を図っている。

【有効性】(達成された効果等)

目標に対する総合的な評価

ダイオキシン類については排出削減目標、環境基準達成率、一日摂取量の観点からの目標の達成状況は概ね良好である。

農薬及びその他の化学物質については、法に基づく規制等を着実に実施す

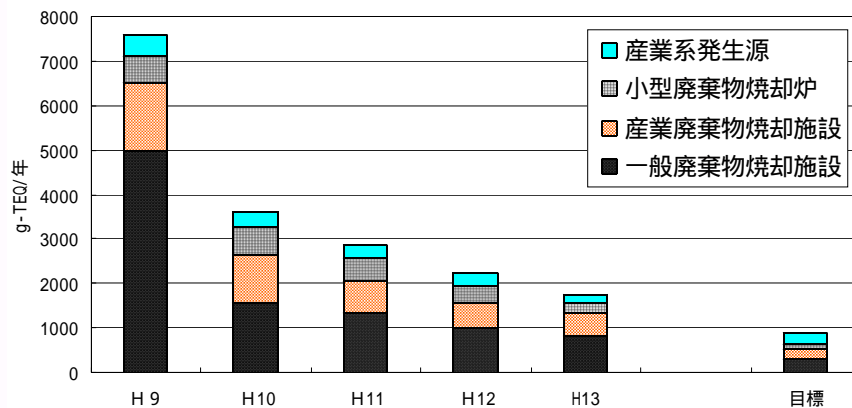
るとともに、制度改正を行うことにより生態系保全を視野に入れた対策が可能となり、今後の制度の具体化に備えているところであり、目標の達成に向けて大きな前進があった。以上から、環境リスクの管理全体としても、目標に対する達成状況は概ね良好と評価できる。

下位目標毎の評価

[下位目標 1 : ダイオキシン類対策]

ダイオキシン類の排出総量は、H13年において、H9年と比べて、約 8 割削減。また、ダイオキシン法の常時監視等の環境調査結果では、環境の汚染状況は改善される傾向にあり、H13年度において概ね環境基準に適合等、排出総量及び環境の汚染状況において著しく改善が図られており、今般のダイオ

図 ダイオキシン類の排出総量の推移



キシン類対策は極めて有効であったと考えている。一方で、一部地域で環境基準を超える汚染が判明した。

[下位目標 2 : 農薬の環境リスク対策]

平成14年度は水性動植物に係る登録保留基準の見直しの検討を行い告示改正を実施した。

今後は、速やかな基準値設定に備え、原則として全農薬の基準値を設定するための評価ガイドラインを検討するなど、円滑な評価システムを検討することが目標達成に有効であると考えられる。

[下位目標 3 : 化学物質の審査・規制等]

平成14年度には、新規化学物質の審査及び既存化学物質の点検を着実に進めるとともに、今後の化学物質の審査及び規制の在り方に関する中央環境審議会等の意見を踏まえ、厚生労働省及び経済産業省とともに化学物質審査規

	<p>制法改正法案を第154国会に提出した。</p> <p>本法改正により、化学物質の動植物へのリスクが低減されるとともに、環境中への放出可能性を考慮した、一層効果的かつ効率的な措置等を講じることが可能となる。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>[下位目標1：ダイオキシン類対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類問題及び対策に関する正しい理解の普及啓発 ・臭素系ダイオキシン類に係る健康影響及び対策 ・汚染土壌処理対策、汚染底質対策の強化 ・低濃度における影響についてのさらなる科学的知見の集積 ・生物検定法等の簡易測定法の検討 <p>[下位目標2：農薬の環境リスク対策]</p> <p>農薬は生理活性を有する化学物質であり、農取法に基づく上市前評価を行うとともに当該措置の検証及び使用規制を引き続き図っていく必要があるが、最新の科学的知見を当該施策に取り入れていく取組が必要。</p> <p>特に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水生動植物に係る登録保留基準の2年後の施行に向け、円滑な基準値策定に資する試行的評価。 ・改正農薬取締法に基づく「特定農薬」指定ガイドラインの検討及び個別資材の薬効・安全性評価。 ・この他、未だに評価手法が確立していない内分泌かく乱物質について、人の健康のみならず生態への影響も含めた内分泌かく乱作用評価手法の検討、POPs（残留性有機汚染物質）廃農薬の円滑な処理、農薬の環境中残留状況の把握、微生物・天敵農薬の環境リスク評価手法の充実、農薬に関するリスクコミュニケーションの推進 <p>が課題である。</p> <p>[下位目標3：化学物質の審査・規制等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質審査規制法の改正を踏まえた審査・規制体制の整備。 ・動植物に対する影響評価を含めた新規化学物質の審査・規制の着実な実施。 ・動植物に対する影響評価を含めた既存化学物質の安全性点検の推進及び必要な規制の実施。

政策への反映の方向性

<p>事業の改善・見直し</p>	<p><u>理由の説明</u> (新規、拡充、縮小、廃止等)</p> <p>ダイオキシン類については、現在の目標達成状況は概ね良好であるが、さらに目標の達成を目指し、引き続き現行の対策を継続する必要がある。農薬及びその他の化学物質については、新制度の実施に向け、以下のとおり必要な事項に取り組む。</p> <p>[下位目標 2 : 農薬の環境リスク対策]</p> <p>登録保留基準の妥当性の検証を行う農薬残留対策調査については、水産動植物に係る基準の検証を含め散布された農薬の環境中の残留状況を総合的に調査するよう改善が必要である。</p> <p>新たな法施行事務である特定農薬については、薬効及び安全性(生活環境も含む)が確認されたものが指定されるようデータの収集等に取り組むことが必要である。</p> <p>さらに、内分泌かく乱作用に係る評価を考慮した農薬リスク管理が確立していないことから、引き続き調査研究に取り組むとともに、過去に埋設され、形状等不均一な POPs 廃農薬の環境保全上適切な処理に万全を期すことが必要である。</p> <p>[下位目標 3 : 化学物質の審査・規制等]</p> <p>(1)化学物質審査・規制体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物への影響に着目した審査業務等に対応するため、定員を拡充 <p>(2)法改正の踏まえ、化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制等の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態毒性の不明な化学物質に係る安全性点検の計画的実施 ・第一種監視化学物質に係る生態毒性予備試験の実施 ・化学構造式等からの生態毒性推定手法の高度化研究 ・生態影響評価手法の高度化研究(土壌生態系評価等) <p>(3)化学物質の審査情報や有害性情報の公開・解析のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚労省、経産省と共同して統一的データベースを構築し、情報公開に活用するとともに既存化学物質の点検の効率化を図る必要がある。
<p>現行のまま継続</p>	<p><u>理由の説明</u></p>

【別紙】

事務事業シート

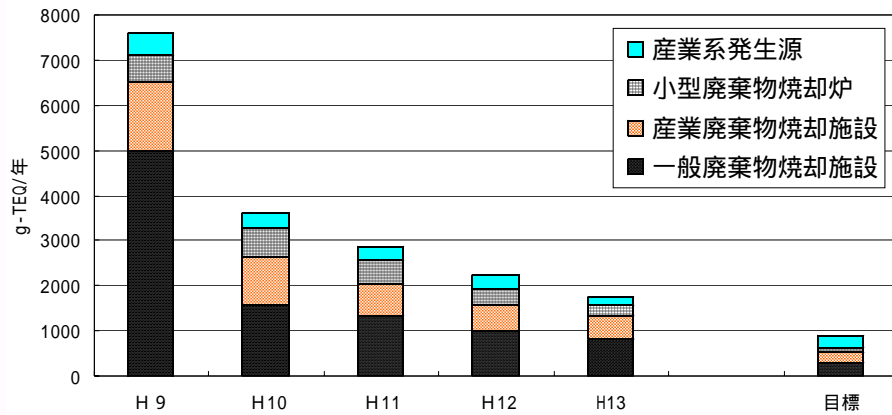
施策名	I - 7 - (2) 環境リスクの管理	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な関連予算事項等 (14年度予算)
ダイオキシン類対策 (下位目標 1)	ダイオキシン類対策を総合的に進めるため、地方公共団体への支援、各種の調査研究等を実施している。	ダイオキシン類対策費 (102,534百万円)
農薬の環境リスク対策 (下位目標 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬取締法に基づく登録保留基準について最新の科学的知見を踏まえて拡充を検討する。 ・ 農薬の登録保留基準の妥当性の検証、使用規制の企画立案のため残留実態調査及び水生生物影響実態把握調査等を行う。 ・ 内分泌攪乱作用の観点から農薬の安全性を確認し、国民の健康や生態系の保護に寄与するために必要な調査を行う。 ・ POPs廃農薬の無害化処理技術等の検討、内分泌かく乱作用を指標とした農薬の生態影響試験の検討等に必要な調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬登録保留基準設定費 (37百万円) ・ 農薬残留対策調査費 (139百万円) ・ 環境汚染等健康影響基礎調査費 (171百万円) ・ 農薬対策調査研究費 (137百万円)
化学物質の審査・規制等 (下位目標 3)	化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。また、生態系の保全を視野に入れた化学物質の審査・規制制度を導入する。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費 (92百万円)

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) -7-(2)ダイオキシン類対策 (下位目標番号) (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) ダイオキシン類排出総量削減率 (平成9年比)	% (H9年比)	77% (平成13年)	約9割 (平成14年度末)
環境基準達成率	%	大気99.2 % 公共用水域水質 97.9 % 地下水質100 % (平成13年)	100% (可及的速やかに)
対策着手率	%	- -	100% (汚染発覚後速やかに)
対策完了率	%		100%
1人当たりの一日摂取量	pg/kg/日	1.68pg/kg/日	4pg/kg/日
(参考指標) 土壌汚染対策地域の指定	地域	2 (平成15年3月現在)	
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>【ダイオキシン類排出総量(平成9年比)】 ダイオキシン類の排出総量 / 平成9年のダイオキシン類の排出総量</p> <p>【環境基準達成率】 環境基準を達成した測定値点数 / 測定値点数</p> <p>【対策着手率、対策完了率】 対策着手率：対策着手水域 / 汚染発覚水域) 対策完了率：対策完了水域 / 汚染発覚水域)</p>			
<p>(参考指標)</p> <p>【土壌汚染対策地域の指定】 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌汚染対策地域の累積</p>			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)	関連する事務事業名		
ダイオキシン類の排出の目録(インベン			

<p>トリー)</p> <p>http://www.env.go.jp/air/report/h14-04/index.html</p> <p>ダイオキシン類に係る環境調査結果</p> <p>http://www.env.go.jp/air/report/h14-06/index.html</p> <p>食品からのダイオキシン類一日摂取量調査</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0116-1.html</p>													
<p>(参考指標)</p> <p>ダイオキシン類特別措置法施行状況調査結果</p> <p>http://www.env.go.jp/air/report/h14-05/index.html</p>													
<p>目標値設定の根拠</p> <p>【排出総量】</p> <p>・我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画</p> <p>(ダイオキシン法第33条に基づく計画)</p> <p>【環境基準達成率、対策着手率、対策完了率】</p> <p>ダイオキシン法第7条</p> <p>【1人当たりの一日摂取量】</p> <p>ダイオキシン法第6条</p>													
<p>特記事項 (外部要因の影響など)</p>													
<p>目標値の実績値</p> <p>環境基準達成率</p> <table border="1" data-bbox="268 1615 1283 1809"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 1 2</th> <th>H 1 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気</td> <td>98.9 % (910/920 地点)</td> <td>99.2 % (971/979 地点)</td> </tr> <tr> <td>公共用水域水質</td> <td>96.1 % (2,033/2,116 地点)</td> <td>97.9 % (2,166/2,213 地点)</td> </tr> <tr> <td>地下水質</td> <td>100 % (1,479/1,479 地点)</td> <td>100 % (1,473/1,473 地点)</td> </tr> </tbody> </table>			H 1 2	H 1 3	大気	98.9 % (910/920 地点)	99.2 % (971/979 地点)	公共用水域水質	96.1 % (2,033/2,116 地点)	97.9 % (2,166/2,213 地点)	地下水質	100 % (1,479/1,479 地点)	100 % (1,473/1,473 地点)
	H 1 2	H 1 3											
大気	98.9 % (910/920 地点)	99.2 % (971/979 地点)											
公共用水域水質	96.1 % (2,033/2,116 地点)	97.9 % (2,166/2,213 地点)											
地下水質	100 % (1,479/1,479 地点)	100 % (1,473/1,473 地点)											

図 ダイオキシン類の排出総量の推移



	H10	H11	H12	H13
1日摂取量(pg-TEQ/kg/日)	2.1	2.3	1.5	1.68

(参考指標)

土壤汚染対策地域の指定

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
土壤汚染対策地域の指定地域数(累積)	0	1	2

(施策名) -7-(2)環境リスクの管理 (下位目標番号)(下位目標2)	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)
(指標名) 新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数。	%	0% (平成14年度)	100% (平成19年度)
指標の解説(指標の算定方法) 基準設定農薬(有効成分)数/登録農薬(有効成分)数			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」に基づき基準を設定する農薬(有効成分)の数	関連する事務事業名 農薬の環境リスク対策		

<p>目標値設定の根拠</p> <p>水産動植物に係る登録保留基準については、H15年3月28日付けで告示改正し生態系保全を視野に入れた取組の強化を図ったところ。一方、現在登録されている農薬(有効成分)数は559農薬あり、本評価手法の施行(平成17年4月)後、原則として全ての農薬について速やかに基準値を設定することが環境リスク削減と再登録時の円滑な評価のために必要であり、本指標を目標値として設定する。</p>												
<p>特記事項 (外部要因の影響など)</p>												
<p>目標値の実績値</p> <p>(表・グラフにより、過去5年間の目標値の推移を記載)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>H10</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	H10	H11	H12	H13	H14	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数	-	-	-	-	-
指 標	H10	H11	H12	H13	H14							
新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数	-	-	-	-	-							

<p>(施策名) I-7-(2)環境リスクの管理 (下位目標番号)(下位目標3)</p>	<p>単位</p>	<p>現況値(時点)</p>	<p>目標値(目標年次)</p>
<p>(指標名) 文献調査により既存化学物質点検を行った化学物質数</p>	<p>種</p>	<p>11 (平成14年度)</p>	<p>51 (平成16年度)</p>
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>既存化学物質のうち、分解性、蓄積性、毒性に関する既存文献の情報の収集・整理を行った物質の数</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>平成13年度新規化学物質・既存化学物質データ解析調査報告書(インターネット非公開)</p>	<p>関連する事務事業名</p> <p>化学物質の審査・規制等</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>既存化学物質のうち、既存化学物質点検</p>			

が終了したものを除き、国内及び国外において有害性情報が整備されている物質について、経済産業省及び厚生労働省における点検作業と調整を行いつつ、年20物質ずつ文献調査を行う。

特記事項（外部要因の影響など）

目標値の実績値

（表・グラフにより、過去5年間の目標値の推移を記載）

指 標	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
既存化学物質点検を行った物質数	-	-	-	-	5